

令和2年(2020年)6月10日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

経営事項審査の受審の特例措置等について(通知)

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年国土交通省令第五十二号)が令和2年(2020年)5月29日に公布・施行され、経営事項審査の受審に関する特例措置が設けられました。つきましては、貴団体会員へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 経営事項審査の受審に関する規定

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、当該公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない(建設業法施行規則第18条の2)。

2 今回の特例措置の内容

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年(2020年)5月29日から令和3年(2021年)1月31日までの間に限り、平成30年(2018年)10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた。

3 留意事項

特例期間が終了する令和3年(2021年)2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要があること。

また、令和3年(2021年)1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは当然に可能であること。